

新潟地方裁判所委員会（第2回）議事概要

- 1 日時 平成16年2月18日（水）午後2時30分～同4時30分
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者 11人の委員が出席（阿部委員及び小野委員欠席）
学識経験者委員 小川みどり委員，小田敏三委員，斎田英司委員，七里佳代委員，
本間一也委員
弁護士委員 川上耕委員，二岸直子委員
検察官委員 宮崎雄一委員
裁判官委員 植村立郎委員，榊五十雄委員，犬飼眞二委員
- 4 委員長あいさつ
- 5 議事概要
 - (1) 全体状況
 - ア 委員会開催に先立って，当日午後1時30分から同2時20分まで，ラウンドテーブル法廷において，犬飼眞二部総括裁判官から民事裁判に関する概況説明が行われ，委員長を含め8人の委員が参加した。
 - イ 委員会は，午後2時30分から開始され，裁判所に来庁されて感じた裁判所のイメージについて及び民事事件の概況説明を受けて感じられたことについての2点を意見交換のテーマとして取り上げて，和やかな雰囲気の中で活発な意見交換がなされた。
 - (2) 意見交換で出された主な内容
 - ア 裁判所に入ってどこに行ったらよいか分からない。今後，訴訟社会となっていくことが予想されることから，一般市民が裁判所に来たとき，どこへ行ったらよいか，今以上に分かりやすくすることが重要である。
 - イ 裁判所の敷居が高いように感じる。裁判所の玄関入口の左にある案内窓口は，パチンコ屋の景品交換窓口のようだ。裁判所の敷居が高い要因の一つとして，弁護士費用が高いということもあるように思う。弁護士費用の問題も含め，利用者にとって使い勝手のよい制度にしてほしい。そのためにも少額訴訟の充実やADRの拡充が重要になってくると思う。
 - ウ 裁判所の位置付けとして，最終的な司法判断機関であることを考慮すると，それなりの重みも必要である。ただ，その一方で司法制度全体について国民が親しみを持てるものであることが必要である。現在，司法制度についてあまり国民に知られていないことが問題であり，もっと国民に知ってもらうためには法教育の充実が必要である。司法と国民の関わりを今以上に増やし，その上で利用しやすい裁判所を目指すことが重要である。
 - エ 司法は，専門性が強く分かりにくい。弁護士は，裁判を利用する当事者や準当事者に対して，もっと意思疎通を図る必要がある。この点に関しては，昔と比べると相当改善されてきているようである。他方，検察庁では，被害者支援制度が創設され，検察事務官のOBが毎日執務しており，被害者に対して手続きの概要説明や裁判所へ証人として出頭する場合の付添などを行っている。しかし，制度の知名度が低く，特定の者に濫用されている面もある。また，弁護士会としても，来年6月を目処に犯罪被害者支援団体の立ち上げを検討しているところである。
さらに裁判所としても，民事裁判について，手続が当事者に分かりやすいように

配慮して進めているところであるが、一層の分かりやすさを追求する必要がある。刑事裁判についても、判決言渡に当たっては、被告人や関係者に理解しやすいことを心がけているが、被害者にも分かりやすいように配慮している。

オ 裁判所は、司法判断機関であり、基本的なスタンスとしては、手続は教えるが、いわゆる法律相談はできないということになるが、いろいろなチャンネルとどう連携していくかが今後の課題となってくるのではないか。例えば、裁判所が判例についてコメントするようなこともできるのではないか。いずれにせよ、今後、裁判所から情報提供として何ができるのか勉強していく必要がある。

カ 裁判官の了解を得る必要があるが、裁判所を利用した人がどういう感想を持っているのか、機会をみて調査してはどうか。また、裁判所に対して外部からどんな苦情がきているのか、どう対応しているのか参考に教えてほしい。

キ 法曹のカウンセリング能力は、21世紀の法曹として必要な資質の一つである。どうやってその資質を涵養するかが問題である。この分野については欧米ではかなり研究が進められているが、日本ではまだ学問として発展していない。今後期待しているところである。

裁判官については、カウンセリング能力を高めるための組織的なトレーニングはまだなされていないが、これまでもOJTとしてなされていた。特に少年事件処理に当たっては、カウンセリング能力が求められることが多いので、事件処理を通じてトレーニングされてきていると思う。カウンセリング能力を高めるためにさらに努力していく必要がある。

ク 裁判所の統計データによると、民事事件について、新受事件数が増加してきている中でも未済件数が減少し、既済件数が増加しているのは、集中証拠調べや主張の整理の充実、陳述書を活用、反対尋問の同時実施など、各種の訴訟手続の効率化に向けた取組みを行っていることから、審理期間が短縮されて、既済件数も増加していると考えられる。争点が明確になると和解も成立しやすくなっていく。それらの取組み等が功を奏してきているものと考えられる。今後も適正と迅速性をうまく調和させていくことが重要である。利用する側から言えば、迅速性をぎりぎりまで追求してもらいたい。

6 次回委員会について

(1) 次回の開催期日

平成16年9月8日(水)を第1候補日とし、予備日として同年9月9日(木)とする。

(2) 意見交換のテーマについて

追って、通知するが、次のテーマの一つないし二つを取り上げる予定。

ア 憲法週間、法の日週間の行事について

イ 受付窓口の充実について

以 上